

保国発0322第1号
保医発0322第2号
令和6年3月22日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」の一部改正について」の廃止について

国民健康保険被保険者資格証明書（以下「資格証明書」という。）を交付されている国民健康保険の被保険者が、発熱等の症状が出た場合に都道府県が指定する診療・検査医療機関を受診した際の取扱いについては、「「新型コロナウイルス感染症に係る診療・検査医療機関の受診時における被保険者資格証明書の取扱いについて」の一部改正について」（令和5年4月28日付け保国発第0428第1号厚生労働省保険局国民健康保険課長・保医発第0428第2号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「令和5年通知」という。）に基づき運用が行われているところである。今般、「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」（令和6年3月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）において、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援については今月末で終了することとされたことに伴い、令和5年通知を令和6年3月31日限りで廃止することとしたので、都道府県におかれては、貴管内保険者及び国民健康保険団体連合会に対し、地方厚生（支）局におかれては、貴管内保険医療機関等に対し、周知をお願いする。